

自由民主党政務調査会 社会保障制度調査会 介護委員会

令和7年10月17日(金)



公益社団法人日本介護福祉士会
Japan Association of Certified Care Workers



介護人材確保のための基本的な考え方

国民の多くには、「介護をしてくれる人なら誰でもよい」という認識が広がっています。その結果、「介護は誰でもできる仕事」という印象が定着し、介護職の社会的評価を引き下げる要因となっています。

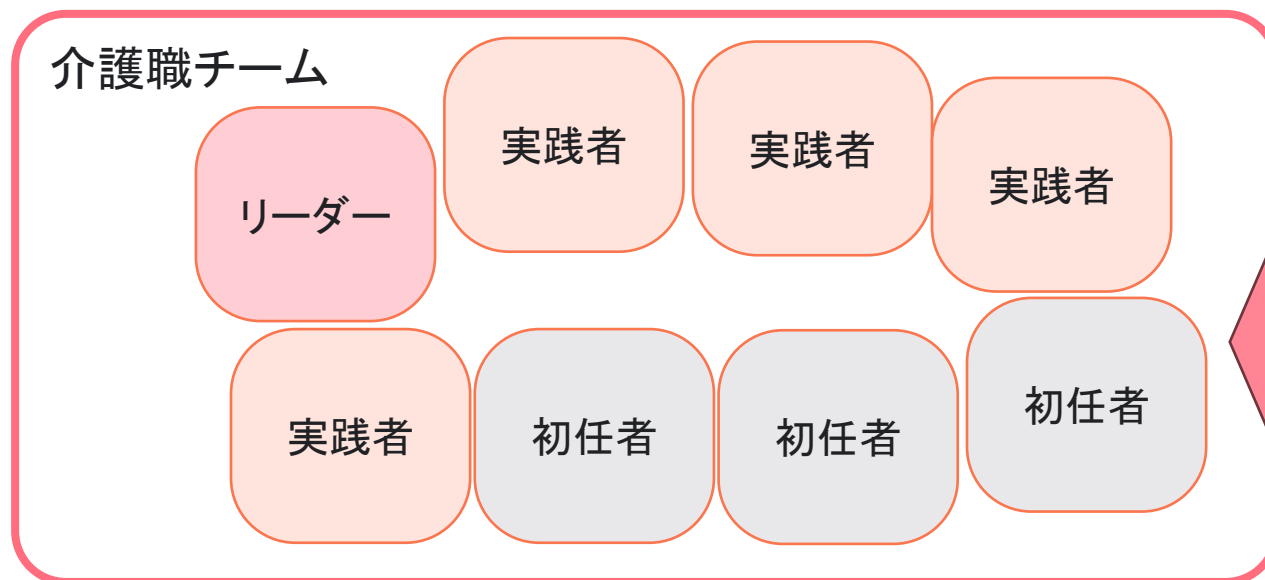
こうした状況は、介護という職業の魅力や訴求力を損なう結果を招いています。しかし実際には、介護は高度な専門性と人間的力量を要する仕事です。その社会的価値をいかに正しく伝え、処遇に反映させるかが課題です。

その際、カギを握るのは、介護分野で唯一の国家資格である介護福祉士の資格であり、この資格を有効に活かした制度設計を進めることが重要です。

- そのうえで、次のような対策が必要と考えています。
- 介護福祉の専門性を正しく評価する仕組みの導入
 - キャリアパスの明確化と成長の「見える化」

○ 介護初任者だけでは、適切な介護サービスを提供することはできない

- ・ 人材不足対策として、新規参入の促進ばかりが取り上げられている印象がある
- ・ 介護サービスは、介護職のチームで提供するものであり、中核的な役割を担う介護福祉士がいなければ、適切な介護を提供することはできない
- ・ 人材確保策は、介護現場を適切に機能させるために必要な人材として、どのような人材をどれだけ確保するのかを定め、具体的な計画をもって対応する必要がある
- ・ リーダーとしての役割・機能を担う経験や知見を有さないまま、リーダーとして登用することは、その者をバーンアウトさせてしまう懸念も生じさせることになる



新規参入だけに注力してもダメ

チームを適切に機能させるため
各層の必要人数を定め
具体的な計画をもって
介護人材を確保すべき

○ 介護福祉士が担う中核的な役割・機能を正しく評価すべき

- ・ 介護福祉士には、介護現場で、多くの中核的な役割・機能を担うことが期待されている
- ・ しかし、介護福祉士に期待する役割・機能の整理も十分になされていない実態もあり、例えば、介護保険制度上では、体制加算でしか報酬上の評価はなく、中核的な役割を担う人材としての配置要件も一部（訪問介護サービスにおけるサービス提供責任者の任意要件）に極めて薄いのが実態である
- ・ 介護現場における中核的な役割・機能の整理をしたうえで、その役割・機能を担う人材の配置を制度上位置付けるとともに、役割や責任、負荷に見合った処遇を保障すべき

【中核的な役割を担う介護福祉士に求められる役割・機能（例）】

- － 介護福祉専門職としての倫理観・コンプライアンス意識
- － 高度な知識・技術を有する介護の実践力
- － チームマネジメント（スタッフの役割分担、連携促進、日々の業務調整）
- － リーダーシップ（チームの方向性を示す、模範となる、メンバーの動機づけを図る）
- － コミュニケーション・対人関係能力（スタッフ間の信頼構築）
- － 利用者毎の介護過程の展開（個別介護計画の作成・実施・評価のリード）
- － 多様な人材への指導・教育（未経験者や短時間労働者へのOJT・教育）
- － 労務管理・シフト調整（人員配置の最適化、働きやすい勤務体制の確保）
- － 生産性向上における業務改善マネジメント（業務効率化、ICT導入） など

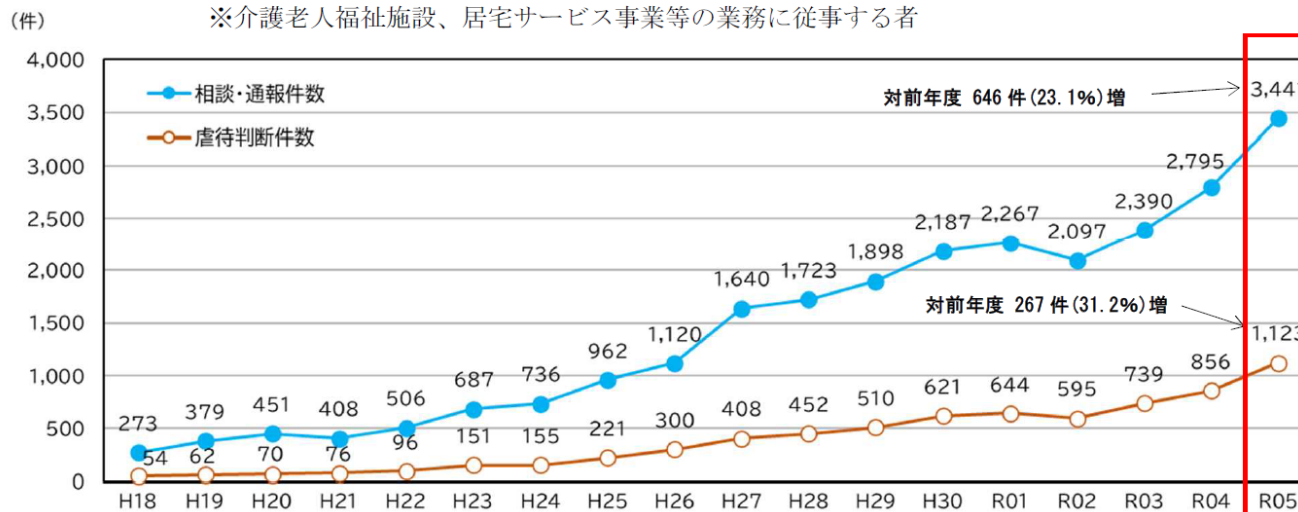
○ 介護福祉士を虐待防止・身体拘束廃止のリーダーとして位置づけるべき

- ・ 介護福祉専門職としての倫理観・コンプライアンス意識は、介護サービスを提供する人材として必須の要件である
- ・ 介護福祉士資格は、この介護福祉専門職としての倫理観・コンプライアンス意識を基盤として、専門的知識・技術を有する人材であることを証するものであり、だからこそ、介護福祉士を、介護福祉専門職の基礎資格として制度上位置付けるべき
- ・ 養介護施設従事者等による虐待件数は増加傾向にあり、配置基準上においては、介護福祉士を、倫理・法令遵守の担保、虐待防止、身体拘束廃止への責任を担うリーダーとして位置づけ、虐待や身体拘束の防止廃止の道筋を明らかにすべき

【調査結果（相談・通報件数等）】

養介護施設従事者等(※)による高齢者虐待の相談・通報件数と虐待判断件数の推移

※介護老人福祉施設、居宅サービス事業等の業務に従事する者



令和5年度「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく対応状況等に関する調査結果

○ 介護職としてキャリアアップする道筋を明示すべき

- ・ 介護業界共通の介護人材の生涯研修体系がなく、役割を担ううえで必要とされる経験値や学習が担保されないまま、その役割を課されることで、バーンアウトしてしまう例が後を絶たない
- ・ 安心してキャリア形成できる道筋がないことが、人材定着や新規参入の阻害要因のひとつになっている
- ・ また、介護業界には、法定研修のほか、職能団体や事業者団体等による各種の研修等があるが、それぞれの研修等の内容に重なりがあるなど、非効率がある
- ・ 現在、政府が示している介護職員の「山脈型」キャリアモデルの考え方を踏まえながら、介護業界共通の生涯研修体系を整備するとともに、学びの積み重ねの履歴の可視化と記録が可能な仕組みを構築すべき

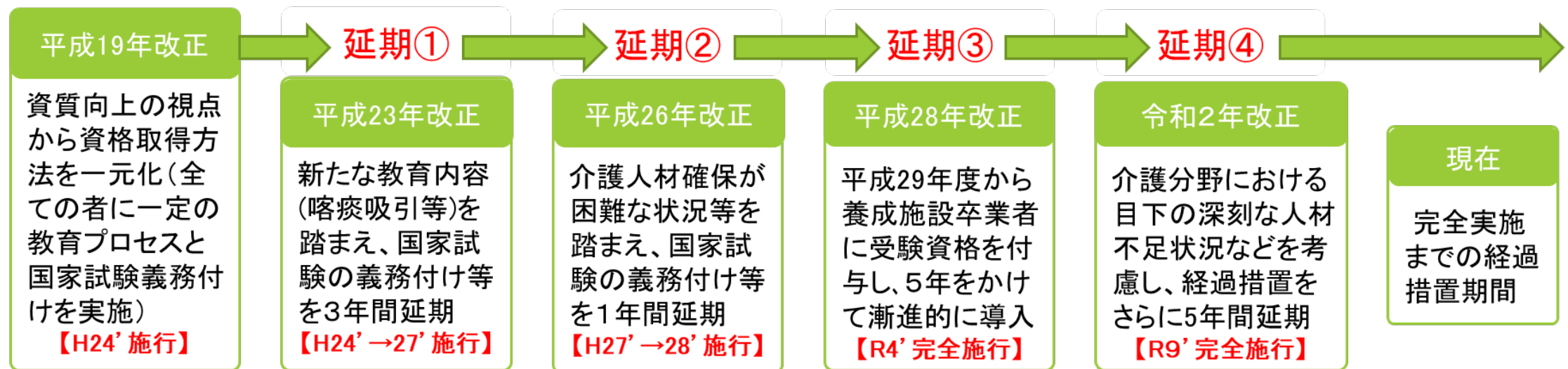
研修等間の内容の重なり(例)

学習領域（共通）	介護福祉士養成課程 （参考：厚労省「養成施設カリキュラム等」）	認知症介護実践者研修 （厚労省「認知症介護研修ガイドライン」）	参考
認知症の理解	「認知症の理解」科目（45時間程度）で中核症状・BPSD・疾患別特徴を学習	「認知症の基礎理解」で同様に症状理解、疾患別対応を学習	中核症状・BPSD・疾患分類などが重複
認知症ケアの実践	「介護の基本」「介護過程」「生活支援技術」で基本的対応（声かけ・環境整備・観察など）を習得	「認知症の人の介護における基本的態度・姿勢」「日常生活支援の方法」等で同様に学習	声かけ・環境設定・関係づくりなど実践スキルなどが重複
倫理・人権擁護	「人間の尊厳と自立」「介護の基本」において、認知症の人の権利擁護・尊厳保持を学ぶ	「認知症の人の尊厳の保持と自立支援」などで同様の内容あり	倫理的態度の基礎形成などが重複

○ 介護福祉士の資格を真に信頼できる仕組みとすること

- ・ 資格制度の適正化を図り、信頼を得るための一元化は、約18年経過した今も、完全実施に至っていない
- ・ 介護福祉士資格が、試験に合格しなくても取得できる資格という評価になっている
- ・ このことが、国民の信頼や社会的評価、そして有資格者の誇りを損なわせている
- ・ 人材確保にも負の影響を与えるものであり、介護分野の国家資格である介護福祉士の資格取得方法の一元化を完全施行させるべき

平成19年に定まった一元化の方向性が、いまだに実現できていない。4度にわたる延期。



国民の介護に対する信頼を損なわせかねないこの仕組みは、適正化させるべき

注目ワード #都議選 #イスラエル・中東情勢 #コメ高騰 #佳子さま #長嶋茂雄さん死去 #トランプ関税

トップ > 社会

介護福祉士の国家資格「不合格でもOK」特例適用8000人超、外国人が中心...継続に賛否

2025/06/12 09:18

🔖 保存して後で読む f X B! 📧

介護分野の国家資格「介護福祉士」について、国などが指定する養成施設を卒業すれば、国家試験に不合格でも取得できる「特例措置」の適用者が2017年度以降、外国人を中心に8000人を超えた。介護現場の人手不足を背景に、言葉の問題などで試験の合格率が低い外国人が働けるようにするための措置だが、国家資格の価値を損ねるとの声も強く、継続するかどうかで意見が割れている。



介護福祉士は、社会福祉士・介護福祉士法に基づき、16年度までは介護福祉士養成施設を卒業すれば、国家試験を受けずに取得できたが、質の向上のために法改正され、17年度以

この記事は広く拡散

記事掲載4日経過の19時現在

- ・ライブドア = 750万回の視聴
- ・ヤフー = 25万回の視聴

～コメント～

- ・国家資格の意味ってなに
- ・必死に試験を受けて、超えてきた人たちはなに
- ・国が下駄を履かせてどうかと思う
- ・介護福祉士って資格いらんのでは
- ・介護福祉士資格の価値が下がる
- ・真面目に勉強する意味がない
- ・信用できない
- ・もはや資格ではない
- ・福祉職を軽く見ている

など

○ 地域住民の多様な課題に介護福祉士の専門性を活用すべき

- ・ 地域住民には介護福祉にまつわる多様な課題（介護サービス、介護技術、権利擁護等）があるが、その際、介護福祉士の専門性は極めて有効である
- ・ 発災時には、避難所や施設・事業所において介護福祉のニーズが生まれるが、その際にも、介護福祉士の専門性は有効である
- ・ 地域には、退職等で、現任ではない介護福祉士が多く存在することが想定され、この潜在介護福祉士に、その人のペースで、その人らしく、できる範囲で、専門性を発揮できる仕組みを構築することも考えられる

特集

私たちは震災から何年

元日に発生した能登半島地震は、「災害はいつ、どこで起きるか分からない」という教訓を、被災者の方々に思いを寄せることともに、防災・災害支援活動について考えるため、奥能登地域を訪問しました。また、当時の被災地がランディアにご尽力いただいた方々に、当時の様子についていただき、「今、考えていること」をお聞きました。

職員にアンケートをとり、みんなで決めた運営の継続

今回お話を伺ったのは、グループホーム「あなみずの里」の管理員である山本良司様です。

発災当時、山本さんは避難で勤務していましたが、職員全7名のうち出勤できる職員は4名しかおらず、入所者を連れて全員避難を考えたこともありましたが、

何んだ山本さんが職員にアンケートをおこなった結果、職員の回答は「仕事がないと、住み続けることはできない。住民がいないと、町は維持できない」「ライフラインが破壊され大変なのはどこも同じ。みんなで協力し乗り切りたい」

職員の雇用を守るため、山本さんは事業の継続を決めます。困ったのは、情報収集。新聞社が被災し、1か月間新聞が届かず。停電のためテレビも使用できない中、頼りは携帯電話のみ。携帯電話の充電は自家用車でいました。

ガソリンスタンドの営業再開後も、当初は緊急車両優先、一般向けの販売は一人あたり10リットル程度。

幸い、金沢市内に住むご家族やグループホーム協会からの支援物資が早期に届けられたことや、町役場・病院など公共施設

左)石川県介護福祉士会
災害対策部長
石原俊彦さん
右)グループホーム
あなみずの里 管理員
山本良司様



が近くにあったことから、比較的早期にライフラインが復旧し、あなみずの里は断電を逃れます。

現在、高齢者施設は半分程度再開したものの、職員確保が進まないことを理由として、半数の施設は事業再開できません。復旧作業に従事する作業員の確保もなっています。

あなみずの里が震災を乗り越えることができた理由として、山本さんは「利用者家族とのつながり」「関係団体との横のつながり」「職員の貢献」の3点を挙げておられました。特に日本認知症グループホーム協会石川県支部の秋(うね)支部長(社会福祉法人弘和会理事長)は、輪島朝市の自施設が火災で焼失する中、奥能登地域のグループホームの支援に奔走されたそうです。

平時からのコミュニケーション、信頼関係がとにかく大切であると、山本さんのお話を伺い感動しました。



もしもの備え、できていますか？

自職場のBCPを確認してみましょう

グループホームあなみずの里の災害対応記録

発災直後

- 正月で一泊予定していた2名を除き、入所者7名いる中での被災
- 停電発生
- テレビが映らず、情報が入手できない
- 新聞社が被災し、1か月間新聞がストップ
- 施設は津波浸水区域内
- 津波警報を携帯で受信し、職員が利用者を背負って2階に避難

- ハザードマップの確認
- 避難方法、避難経路の検討
- 情報収集手段の確保
- 家族への連絡方法は？

1月3日

- 災害被害品は3日分のみで、早々に底をつく
- 隣接する七尾市内で営業しているスーパーの情報を得る
- 奥能登朝市も所内で営業
- 地震後、被災、再起、備蓄、庫石を避けながら車を走らせ、3時間かけ買い出しに(普段は30分のところ)

- 備蓄品の種類、必要量の検討
- 道路被害の情報は？
- どうやって入手する？

1月8日

- 職員アンケートを実施
- 利用者連れて全員避難することも考えたが、アンケートの結果も踏まえ事業を継続する方針を決定

- 事業継続、撤退の判断基準は？

1月8日

- グループホーム協会石川県支部による支援物資が届く(ガソリン、オムツ、食糧、衛生用品、電気ストーブなど)
- あなみずの里が奥能登14グループホームの災害支援物資の拠点となる
- 1階を物品庫として使用するため、利用者を全員2階に避難

- 想定外の設備使用
- 設備が被害を受けた場合の対応は？

1月7日

- 自衛隊による給水開始
- 20リットルタンクで職員が毎朝トイレの水汲み
- 下水管は被害を受けていなかったため、

- 停電発生しない業務の対応

現在の介護職は、他産業と比較して、処遇やキャリア形成、社会的評価の面で魅力に優位性があるとはいえず、人材の確保・定着が困難な状況にあります。

これまで、長らく、人材不足への対応は断片的に行われてきたが、私たちは、そういった対症療法的な対応から脱却し、介護職の全体像を再定義する包括的な政策展開を進めるべきです。

ご清聴ありがとうございました